

平成 17 年 3 月 11 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
東急リアル・エステート投資法人

代表者名

執行役員 堀江 正博
(コード番号 8957)

問合せ先

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社
執行役員 IR 部長 小井 陽介
TEL.03 - 5428 - 5828

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は平成 17 年 3 月 11 日付の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該事項は、平成 17 年 4 月 19 日に開催される本投資法人の投資主総会において承認が得られることを条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に規定するみなし賛成制度が適用されない場合もあることに鑑み、当日出席、又は議決権行使書を提出された投資主様の意思を尊重すること、及び迅速な意思決定を可能にすることを目的として、現行規約（以下同じ）第 13 条第 1 項を変更するものであります。
- (2) 投資主総会において権利を行使する投資主の基準日の決定方法を整理するために、第 13 条第 3 項を削除すると共に、同条第 4 項の変更を行うものであります。また、商法の改正による株主名簿の閉鎖制度の廃止に伴い、同条第 4 項の変更を行うものであります。
- (3) 日本証券業協会が開設した店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴い、第 30 条第 1 項第 3 号 b. 店頭売買資産対応証券 及び同条同項第 4 号 b. 店頭売買有価証券 を削除し、号数の繰上げを行うものであります。
- (4) 利益の定義を明確化するとともに、別紙 1 資産運用の対象及び方針で引用される利益と区別するために、第 31 条第 1 項第 1 号を変更するものであります。
- (5) 設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化すべく、現行規約第 6 条、第 41 条、第 42 条及び第 43 条を削除すると共に、第 21 条、第 22 条第 1 項、第 29 条、第 34 条、別紙 2 基本報酬 1 及びインセンティブ報酬 につき所要の変更を行うものであります。
- (6) 大規模再開発ビル等への投資機会の確保の観点から、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する不動産管理会社等の株式の取得を可能とするため、別紙 1 資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲 (4) d. の変更を行うものであります。

- (7) キャッシュ・マネジメントに関する方針をより広範に規定するために、別紙 1 資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (4) 財務方針 c. キャッシュ・マネジメント(現預金等) の変更を行うものであります。
- (8) 投資法人が支払う配当金の損金算入要件の改正に伴い、特定目的会社が発行した優先出資証券の全部の取得を可能とするため、別紙 1 資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (5) その他 に c. を新設するものであります。
- (9) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

(規約変更の詳細については、別紙「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員及び監督役員全員(2名)は、平成 17 年 4 月 30 日をもって任期満了となりますので、平成 17 年 4 月 19 日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任について、議案を提出いたします。

(役員選任の詳細については、別紙「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

平成 17 年 3 月 11 日	投資主総会提出議案承認役員会
平成 17 年 3 月 29 日	投資主総会招集通知の発送(予定)
平成 17 年 4 月 19 日	投資主総会(予定)

以 上

<添付資料>

第 2 回投資主総会招集ご通知

本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成 17 年 3 月 29 日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
東急リアル・エステート投資法人

執行役員 堀江 正博

第 2 回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の第 2 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、平成 17 年 4 月 18 日（月曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項の規定に従い、規約において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案について出席し、かつ賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に参入されますのでご留意願います。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|---|---------|
| 1. 日 | 時 | 平成 17 年 4 月 19 日（火曜日） | 午前 10 時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 2 号
渋谷エクセルホテル東急（6 階 プラネッツルーム）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください） | |

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2 頁から 7 頁）に記載のとおりであります。 |
| 第 2 号議案 | 執行役員 1 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監督役員 2 名選任の件 |

以 上

本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う投資信託委託業者である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定であります。

議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 141,999 口
(以下の第1号議案乃至第3号議案のいずれにおいても、議決権を有する投資主が有する投資口の総口数は141,999口となります。)

2. 議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に規定するみなし賛成制度が適用されない場合もあることに鑑み、当日出席、又は議決権行使書を提出された投資主様の意思を尊重すること、及び迅速な意思決定を可能にすることを目的として、現行規約(以下同じ)第13条第1項を変更するものであります。
- (2) 投資主総会において権利を行使する投資主の基準日の決定方法を整理するために、第13条第3項を削除するとともに、同条第4項の変更を行うものであります。また、商法の改正による株主名簿の閉鎖制度の廃止に伴い、同条第4項の変更を行うものであります。
- (3) 日本証券業協会が開設した店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴い、第30条第1項第3号b. 店頭売買の資産対応証券等 及び同条同項第4号b. 店頭売買有価証券 を削除し、号数の繰上げを行うものであります。
- (4) 利益の定義を明確化するとともに、別紙1 資産運用の対象及び方針で引用される利益と区別するために、第31条第1項第1号を変更するものであります。
- (5) 設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化すべく、第6条、第41条、第42条及び第43条を削除すると共に、第21条、第22条第1項、第29条、第34条、別紙2 基本報酬1 及びインセンティブ報酬 につき所要の変更を行うものであります。
- (6) 大規模再開発ビル等への投資機会の確保の観点から、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する不動産管理会社等の株式の取得を可能とするため、別紙1 資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲 (4) d. の変更を行うものであります。
- (7) キャッシュ・マネジメントに関する方針をより広範に規定するために、別紙1 資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (4) 財務方針 c. キャッシュ・マネジメント(現預金等) の変更を行うものであります。
- (8) 投資法人が支払う分配金の損金算入要件の改正に伴い、特定目的会社が発行した優先出資証券の全部の取得を可能とするため、別紙1 資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (5) その他 にc. を新設するものであります。
- (9) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行規約	変更案
<p><u>第6条 (設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数)</u> 本投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額は、1口を50万円とし、発行口数は400口とする。</p> <p>第7条 { (省略)</p> <p>第12条 第13条 (決議)</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、<u>発行済投資口の総数の3分の1に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. <u>本投資法人は、決算後3か月を経て開催する投資主総会については、法令に基づき投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</u></p> <p>4. <u>本投資法人は、必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、役員会の決議により、予め公告して、一定期間投資主名簿の記載又は記録の変更を行わず又は一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。</u></p> <p>第14条 { (省略)</p> <p>第20条 第21条 (役員を選任) 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではない。</u></p> <p>第22条 (役員任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。<u>ただし、最初の役員任期は、平成17年4月末日とする。</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>第23条 { (省略)</p> <p>第28条 第29条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月31日まで、及び8月1日から翌年1月31日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。<u>ただし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成16年1月31日までとする。</u></p> <p>第30条 (資産評価の方法、基準及び基準日) 1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方</p>	<p>(削除)</p> <p>第6条 { (現行どおり)</p> <p>第11条 第12条 (決議)</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2. (現行どおり) (削除)</p> <p>3. <u>本投資法人は、前項のほか必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。</u></p> <p>第13条 { (現行どおり)</p> <p>第19条 第20条 (役員を選任) 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。</p> <p>第21条 (役員任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第22条 { (現行どおり)</p> <p>第27条 第28条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月31日まで、及び8月1日から翌年1月31日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。</p> <p>第29条 (資産評価の方法、基準及び基準日) 1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方</p>

現行規約	変更案
<p>法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 別紙 1 2.(2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. <u>店頭売買の資産対応証券等</u> <u>証券業協会(店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える証券取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。)第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。)</u>が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける基準日での最終価格に基づき算出した価格により評価する。</p> <p>c. <u>上記 a.及び b.以外の資産対応証券等</u> a.及び b.に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている場合にはそこで成立した取引価格を元に算出した価額により評価する。</p> <p>d. (省略)</p> <p>f. (省略)</p> <p>(4) 別紙 1 2.(3)に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. <u>店頭売買有価証券</u> <u>証券業協会(店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える証券取引法第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。)</u>が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける基準日での最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>c. <u>上記 a.及び b.以外の有価証券</u> a.及び b.に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている場合にはそこで成立した取引価格を元に算出した価額により評価する。</p> <p>d. (省略)</p> <p>e. (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>第31条 (金銭の分配) 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>	<p>法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 別紙 1 2.(2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>b. <u>上記 a.以外の資産対応証券等</u> a.に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている場合にはそこで成立した取引価格を元に算出した価額により評価する。</p> <p>c. (現行どおり)</p> <p>e. (現行どおり)</p> <p>(4) 別紙 1 2.(3)に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>b. <u>上記 a.以外の有価証券</u> a.に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている場合にはそこで成立した取引価格を元に算出した価額により評価する。</p> <p>c. (現行どおり)</p> <p>d. (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第30条 (金銭の分配) 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>

現行規約	変更案
<p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法第136条第1項に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額(出資総額等)を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p>	<p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益は、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除して算出した金額をいう((3)及び(4)において同じ。)</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(5) (現行どおり)</p>
<p>第32条 (省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第33条 (省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>第34条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、投資主総会において選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。</p>	<p>第33条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p>
<p>第35条 (省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>第40条</p>	<p>第39条</p>
<p>第41条 (設立企画人の名称及び住所) 本投資法人の設立企画人は、以下のとおりである。 東京都渋谷区南平台町2番17号 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社</p>	<p>(削除)</p>
<p>第42条 (設立企画人が受ける報酬) 本投資法人の設立企画人は、本投資法人の成立までの役務に対する報酬として、1,000万円を受け</p>	<p>(削除)</p>
<p>第43条 (設立費用) 1. 本投資法人の設立費用は、本投資法人が負担する。 2. 前項の設立費用は、以下の内容とする。 (1) 設立登記の登録免許税 (2) 金融機関の取扱手数料 (3) 創立総会に関する費用 (4) 本投資法人の設立に係る専門家(弁護士、公認会計士及び税理士等)に対する報酬 (5) 投資証券の作成印刷費等 (6) 投信法第187条に規定する登録のために支出した費用 (7) その他設立事務に必要な費用 3. 本条の設立費用は、5,500万円以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第44条 (省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>平成15年7月22日 東京都渋谷区南平台町2番17号 東急リアル・エステート投資法人 執行役員 堀江正博</p>	<p>平成17年4月19日 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 東急リアル・エステート投資法人 執行役員 堀江正博</p>
<p>別紙1</p>	<p>別紙1</p>
<p>資産運用の対象及び方針</p>	<p>資産運用の対象及び方針</p>
<p>1. 資産運用の基本方針 (省略)</p> <p>2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲 本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p>	<p>1. 資産運用の基本方針 (現行どおり)</p> <p>2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲 本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>に投資する。</p> <p>(1) } (省略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>a. } (省略)</p> <p>c.</p> <p>d. 株券(実質的に不動産等に投資することを目的とするものに限る。)</p> <p>e. (省略)</p> <p>3. 投資態度</p> <p>(1) } (省略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 財務方針</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. (省略)</p> <p>c. キャッシュ・マネジメント(現預金等) <u>テナントから預かった敷金・保証金を資金調達手段として活用することがある。</u></p> <p>(5) その他</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>c. (省略)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (省略)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (省略)</p> <p>別紙 2 投資信託委託業者に対する資産運用報酬 (省略)</p> <p>基本報酬 1 (省略)</p> <p>【計算式】 (省略)</p> <p>・ (省略)</p> <p>・ (省略)</p> <p>当該営業期間に係る報酬の支払時期は、当該営業期間の決算期までとする。<u>ただし、第1期の営業期間(平成16年1月31日までの期間)に限り、東京証券取引所上場日から2週間以内に取得した各不動産を信託する信託の受益権の取得価額に0.150%を乗じた金額に各不動産を信託する信託の受益権の取得日から平成16年1月31日までの日数を乗じ183日で除して得た金額の合計額を、平成15年9月30日までに資産運用会社に支払うこととする。</u></p>	<p>投資する。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>a. } (現行どおり)</p> <p>c.</p> <p>d. 株券(実質的に不動産等に投資することを目的とするもの) <u>又は不動産等への投資に付随し若しくは関連して取得するもの</u>に限る。)</p> <p>e. (現行どおり)</p> <p>3. 投資態度</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 財務方針</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. (現行どおり)</p> <p>c. キャッシュ・マネジメント(現預金等) <u>資金需給を的確に把握し、効率的かつ適切にキャッシュ・マネジメントを行うものとする。</u></p> <p>(5) その他</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. (現行どおり)</p> <p>c. <u>本投資法人は、資産の総額に占める不動産(信託の受益権(不動産のみを信託する信託に係るものに限る。))及び匿名組合出資の持分(その出資された財産を不動産のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。))を含む。)の価格の割合として財務省令で定める割合を75%以上とする。</u></p> <p>d. (現行どおり)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (現行どおり)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (現行どおり)</p> <p>別紙 2 投資信託委託業者に対する資産運用報酬 (現行どおり)</p> <p>基本報酬 1 (現行どおり)</p> <p>【計算式】 (現行どおり)</p> <p>・ (現行どおり)</p> <p>・ (現行どおり)</p> <p>当該営業期間に係る報酬の支払時期は、当該営業期間の決算期までとする。</p>

現行規約	変更案
<p>基本報酬 2 (省略)</p> <p>インセンティブ報酬 (省略)</p> <p>【計算式】 ・ (省略)</p> <p>投資口価格終値平均は、当該営業期間中の各営業日の投資口価格(終値)の単純合計を営業日数で除したものとす。終値がつかなかった日は計算から除外するものとす。当期終値平均が終値平均の過去最も高い価格を上回らなかった場合の報酬は 0 円とする。<u>第 1 期の報酬は 0 円とする。</u></p> <p>支払時期は、当該営業期間に係る決算期後 2 か月以内とする。</p>	<p>基本報酬 2 (現行どおり)</p> <p>インセンティブ報酬 (現行どおり)</p> <p>【計算式】 ・ (現行どおり)</p> <p>投資口価格終値平均は、当該営業期間中の各営業日の投資口価格(終値)の単純合計を営業日数で除したものとす。終値がつかなかった日は計算から除外するものとす。当期終値平均が終値平均の過去最も高い価格を上回らなかった場合の報酬は 0 円とする。</p> <p>支払時期は、当該営業期間に係る決算期後 2 か月以内とする。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員(1名)は、平成17年4月30日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成17年5月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関しましては、平成17年3月11日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第117条第3項)。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴
堀江正博 (昭和36年12月31日生)	昭和59年4月 東京急行電鉄株式会社 入社 鉄道部
	昭和60年4月 同 多摩田園都市部
	昭和61年3月 同 リゾート事業部海外開発部
	平成元年7月 エメラルドリゾーツアンドホテルズ出向 アシスタント・バイスプレジデント エメラルド清算信託管財人補佐役(ホノルル駐在)
	平成6年3月 東京急行電鉄株式会社 財務部
	平成8年2月 同 グループ事業室
	平成11年12月 同 連結経営委員会 課長
	平成13年6月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役副社長
	平成14年9月 同 代表取締役 執行役員社長就任(現在に至る)
	平成15年6月 本投資法人 執行役員就任(現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 執行役員候補者堀江正博は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役であります。平成15年6月16日付にて、金融庁長官より投資信託委託業者の取締役についての投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づく兼職承認を取得しております(金監第1960号)。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員（2名）は、平成17年4月30日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成17年5月1日より2年とします。

また、投資信託及び投資法人に関する法律並びに本投資法人規約の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要であるとされています。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴
1	柳澤義一 (昭和31年8月3日生)	昭和60年3月 公認会計士開業登録 柳澤公認会計士事務所開設（現在に至る） 昭和60年5月 税理士開業登録（現在に至る） 平成2年6月 株式会社アカウンティングコンサルタントグループ（現 新創コンサルティング株式会社）取締役就任（現在に至る） 平成12年6月 新創監査法人 代表社員就任（現在に至る） 平成13年7月 日本公認会計士協会 理事就任 平成15年6月 本投資法人 監督役員就任（現在に至る） 平成16年5月 新創税理士法人 代表社員就任（現在に至る） 平成16年7月 日本公認会計士協会 常務理事就任（現在に至る）
2	近藤丸人 (昭和37年3月6日生)	昭和63年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 大原弁護士事務所入所 昭和63年5月 香港中文大学留学 昭和63年9月 中国人民大学留学 平成元年7月 香港“ROBERT LEE & FONG” SOLICITORS（法律事務所）勤務 平成8年2月 近藤丸人法律事務所開業（現在に至る） 平成10年5月 第二東京弁護士会へ登録換え 平成15年6月 本投資法人 監督役員就任（現在に至る） 平成16年12月 レカム株式会社 監査役就任（現在に至る）

- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
 電話 03-5457-0109



交通のご案内

- ・ JR / 東京メトロ銀座線、半蔵門線 /
 東急東横線、田園都市線 / 京王井の頭線 渋谷駅直結